

# 災害時における応急対策業務に関する協定書

世田谷区建設団体防災協議会

世 田 谷 区

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関し、世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区建設団体防災協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、救出救助活動、道路啓開措置活動、被災した収容施設の補修及び応急仮設住宅の速やかな建設に当たり、区内建設業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の会員（以下「会員」という。）の出動及び必要な資機材の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

3 第1項の要請は、乙の会長（以下「会長」という。）に対して行うものとする。ただし、会長が事故又は不在のときは、あらかじめ会長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、会員を、甲が指定した場所に直ちに出動させるとともに、特別な理由がない限り資機材を供給するものとする。

2 甲は、出動した会員を指揮するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前条による甲の要請を待たずに、出動させることができる。

（活動業務）

第4条 前条の規定により出動した会員は、次の業務を行う。

- (1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。
- (2) 道路啓開措置活動に関すること。
- (3) 収容施設及びその他の区施設の応急補修に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の建設に関すること。
- (5) その他甲が必要と認める業務に関すること。

2 乙は、第2条の規定により甲からの要請に従う場合において、要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、応急対策活動を実施するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急対策活動を実施した場合は、初動後、速やかに甲に応急対策活動の概要を報告するものとする。

（応急活動計画書の策定及び提出）

第5条 乙は、前条に定める業務を実施するため、応急活動計画書を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の応急活動計画書を変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が応急対策活動を実施した場合において、次の経費を負担するものとする。

- (1) 会員の活動に要した経費
- (2) 資機材の供給に要した経費

(単価)

第7条 前条第2号の規定に基づき、資機材の供給に要した経費を算定する場合における資機材の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(請求)

第8条 乙は、第4条に規定する業務終了後甲の確認を受けた後、第6条による経費を甲に請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

(従事者の損害補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定によりその損害を補償するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定及びこの協定に基づく細目の実施に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙から解約の申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第14条 平成10年3月2日に甲乙間で締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」は、廃止する。

この協定成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月13日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲

世田谷区

代表者 世田谷区長

保坂展人



世田谷区上馬五丁目34番16号

乙

世田谷区建設団体防災協議会

代表者 会長

伊藤平

